大阪市告示第1473号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和８年11月２日（月）	午後４時40分から 午後８時まで
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和８年11月２日（月）	午前６時15分から 翌日午前２時00分 まで
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月24日（火）	
	令和８年11月30日（月）	

２　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和８年11月７日（土）から 同月８日（日）まで	午前８時30分から 午後９時まで
	令和８年11月14日（土）から 同月15日（日）まで	
	令和８年11月21日（土）から 同月22日（日）まで	

	令和８年11月28日（土）から 同月29日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和８年11月１日（日）	午前６時15分から 翌日午前０時15分 まで
	令和８年11月３日（火）	午前６時30分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月４日（水）	午前６時15分から 翌日午前１時30分 まで
	令和８年11月５日（木）から 同月６日（金）まで	午前６時15分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月７日（土）	午前６時15分から 翌日午前０時15分 まで
	令和８年11月８日（日）から 同月13日（金）まで	午前６時15分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月14日（土）から 同月15日（日）まで	午前６時15分から 翌日午前０時15分 まで
	令和８年11月17日（火）から 同月20日（金）まで	午前６時15分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月21日（土）から 同月22日（日）まで	午前６時15分から 翌日午前０時15分 まで

	令和８年11月23日（月）	午前６時30分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月25日（水）から 同月27日（金）まで	午前６時15分から 翌日午前２時まで
	令和８年11月28日（土）から 同月29日（日）まで	午前６時15分から 翌日午前０時15分 まで

．（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）